

【 株式会社ケルン 利用規約 】

株式会社ケルンは職業安定法に基づく民営有料紹介事業として就職支援サービス及び定着支援サービスを提供します。（以下「ケルン」といいます。）

第1条 定義

本規約において試用される各用語の定義は、以下に定める通りとする。

●利用者

当社に対し、就職支援サービスの利用を登録いただいた方をいいます。

●就職支援サービス

利用者からお申込いただいた希望求職内容と求人企業からいただいた求人条件とのマッチング、就職に関する相談、メンタル相談、応募書類の作成指導、応募に関する手続き代行などのサービスの総称をいいます。

●定着支援サービス

入社以降、利用者が職場に円滑に定着出来るよう、面談を通して利用者をサポートするサービスを定着支援サービスといいます。

●求人企業

ケルンとの間で別途締結する、基本契約、覚え書き等に基づき求職者の紹介を求められた企業をいいます。

●利用者情報

利用者が当学院に対して提供した、氏名、住所、年齢、職務経歴等、求職者に関する全ての情報をいいます。

第2条 利用に際しての登録

利用者としての登録を希望される場合は、ホームページ又は、所定の申込用紙に記入の上、履歴書を合わせてご提出ください。

登録に際しては、基本 ①一次審査（書類審査等） ②面接 を実施致します。

ホームページからの申し込み方法の方はホームページを参照ください

登録の可否は面接を実施後1週間以内に、ご本人に電話もしくはメールにてご連絡致します。

登録及び求人紹介、採用に関して費用等は一切頂きません。

第3条 試用期間中の企業判断と退職について

採用後、企業側の指定する試用期間中に不適格事由が提示された場合、求職者は自己都合による退職届提出して、会社の指定する日に退職する。その場合それまでの賃金を受け取り退職となる。

第4条 サービスの提供

当ケルンは出来る限り、利用者の要望やキャリアに合った仕事を提案したいと心がけていますが、必ずしもご希望の仕事を紹介出来ないこともあることをご了承ください。

第5条 就職支援サービスの期間

ケルンが提供する就職支援サービスは、原則として、登録をいただいた日から4ヶ月間とさせていただきます。就職が決まった段階で、定着支援サービスに移行し、入社日より3ヶ月間は定着支援サービスを行います。就職が決定したが定着せずに退職した場合、就職期間が残っている場合は、期間内であれば就職支援サービスを再開する事が出来ます。

第6条 就職サービスの中断、終了

ケルンは運営上やむを得ない場合は利用者に何ら通知することなく就職支援サービスの全部または一部を変更、一部中断することがあります。

- a 利用者が本規定に定める各事項に違反した場合
- b 利用者との連絡が1ヶ月以上取れなくなった場合
- c 利用者ケルンとの信頼関係が維持できないとケルンが判断した場合
- d 利用者がケルンからの紹介採用において自己都合により、2社以上の退社実績がある場合

第7条 個人情報の取り扱い

ケルンにおける利用者の個人情報の取り扱いは個人情報保護法の方針に基づいて収集、利用、提供、管理、破棄いたします。

利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行いません。

個人情報の取り扱いに関する苦情、相談、問い合わせ等には誠実かつ迅速に対応するように努めます。

第8条 利用者情報の正確性

利用者がケルンに対して提供した情報が正確でなかった場合、また、その内容の不備等に起因し求人企業、その他第三者から何らかの異議、請求、要求等がなされた場合には、自己の費用負担と責任で対応するものとし、ケルンに一切の迷惑をかけないことを保証します。

第9条 求人情報

ケルンは、利用者からの希望求職内容と、求人企業の内容を照合した上で、マッチングを試みますが、その検討基準や判断材料などをお伝えする事はできません。

また、利用者から求人企業に対する応募依頼を受け付け以降も、求人企業からの依頼に基づき、ケルンが適合度合いを判断することがあります。

第10条 労働条件

ケルンは、利用者が求人企業に入社した場合の仕事内容、処遇など労働条件の概要について確認を行った上で、利用者に雇用内容を説明し、マッチングに基づき雇用がスタートしますが最終的な労働条件の確認は利用者の責任においてお願いいたします。

ケルンは労働契約・条件変更には一切に関与しません

第11条 禁止事項

利用者は以下の行為をしてはならないものとします。

- a、虚偽の情報をケルンに提供してはならない。
- b、ケルンまたは求人企業の業務、営業を妨害する行為、社会的信用もしくは評価を著しく損傷する行為
- c、他の利用者、求人企業、ケルン、その他当社の事業に関するすべての関係者の誹謗中傷、侮辱する行為。
- d、就職支援サービスを通じて入手した情報を、就職支援サービスの目的の範囲を超えて、使用または第3者に漏洩、開示する行為。
- e、法令もしくは公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為

第12条 免責

ケルンは、故意または重大な過失が無い限り、就職支援サービスを利用するにあたって利用者に生じた一切の損害（精神的、財産的損害を含む）について責任を負わないものとします。

第13条 不可抗力

天変地異、ネットワーク上の障害、ウィルス感染、そのケルンの責によらない事由によって就職支援サービスの提供が遅延、困難、不能となった場合、これによって生じた一切の損害について、責任を負わないものとします。

第14条 統轄責任者 【ケルン代表取締役】

ケルンに関わる苦情の申し出があった場合には、苦情処理責任者は誠意を持って適切な処理をすることとします。苦情処理の責任者は、ケルンの代表取締役とする。

第15条 管轄裁判所

本、規定の各規約の各事項に関連して紛争が生じた場合は、ケルンの所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。